平成２８年（フ）第２５１号
埼玉県本庄市児玉町八幡山348番地13　アリス児玉第一201号室
債務者　竹原　優子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９９号
大阪府岸和田市八阪町２丁目14番６―602号
債務者　竿尾　福司
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺657番地３―203号室、前住所大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺302番地１―２棟204号
債務者　古谷なぎさ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３２８号
大阪府泉大津市森町２丁目11番３―210号、前住所大阪府岸和田市磯上町１丁目８番29号ドミール真紀303号
債務者　王子　直美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
大阪府岸和田市畑町203番地の１オリーブガーデンＢ棟105号
債務者　大野　直人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３３６号
大阪府阪南市和泉鳥取948番地の１―１番館８号
債務者　本田　直也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５２号
大阪府岸和田市西之内町24番33号前田ハイツ205号、前住所大阪府貝塚市地藏堂87番地１ハイツ山本Ｂ―205号
債務者　村井　隆之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３６３号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番11号ラフィート東岸和田206号、前住所大阪府岸和田市南上町２丁目４番25号シャルマンフジ南上町401号
債務者　京谷　秀紀
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
大阪府貝塚市小瀬１丁目６番８号
債務者　江戸　治代
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５１８号
静岡県浜松市東区小池町1863番地　栄マンション207号
債務者　落合眞理子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２９４号
静岡県浜松市中区山手町25番２号レオパレス山手105、前住所神奈川県横浜市南区中村町３丁目198番地14
債務者　横山　愛樹
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
静岡県浜松市南区高塚町4743番地の３
債務者　伊藤　　輝
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３１６号
静岡県浜松市南区法枝町572番地の１アイポート202号
債務者　工藤　武久
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
静岡県磐田市新貝1995番地１Ｈｉｌｌｓ Ｖｉｌｌａｇｅ102号
債務者　森本　和樹
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
静岡県浜松市中区葵西２丁目17番20号マンションみずほＶ201
債務者　永井　　明
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係